利益相反管理方針の概要

2026 年 11 月 24 日

１．目的

クリアル証券株式会社（以下、「当社」という）は、金融商品取引法および金融商品取引業に関する内閣府令の規定に基づき、当社または当社グループ会社とお客様の間、並びに、当社または当社グループの会社のお客様相互間における取引に関し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます）を特定および類型化し、お客様の利益が対象取引によって不当に害されることのないように対象取引を管理する体制を以下のとおり構築します。当社は、法令に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

２．対象取引の特定・類型化

当社は、対象取引を以下のとおり特定・類型化します。

	お客様と当社または 当社グループ会社	お客様と当社または 当社グループ会社の他のお客様
利害対立型	お客様と当社または当社グループ会社の利害が対立する取引	お客様と当社または当社グループ会社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社または当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客様と当社または当社グループ会社の他のお客様とが競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社の他のお客様が利益を得る取引

３．対象取引の管理方法

当社は、原則として以下の方法またはその組み合わせにより、対象取引を管理いたします。

(1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
(3) 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
(4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

４．対象取引の管理体制

当社は、利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置します。

５．管理対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および当社の親金融機関等または子金融機関等です。現時点では、管理対象となる当社グループ会社は以下のとおりです。

(1) クリアル株式会社

(2) クリアルアセットマネジメント株式会社

以　上